

香川県産業技術センター受託研究要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）が、香川県の行政機関以外の者（以下「企業等」という。）から、委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受託の範囲)

第2条 受託する研究は、次に掲げる研究に限る。

- (1) 当該企業等における技術の高度化及び新製品の開発等を促進すると認められる研究
- (2) 当該企業等における技術の改善にセンターの施設又は機器若しくは専門技術が必要であると認められる研究
- (3) 前各号に掲げる以外の研究であって、特に必要又は有益であるとセンター所長（以下「所長」という。）が認めるもの

(受託の制約)

第3条 研究の目的が、司法上の証拠として用いることが予想される場合等所長が適当でないと認める研究は、受託しない。

- 2 研究の内容がすでに異なる企業等から受託した研究と同じ内容の研究は、受託しない。

(申請)

第4条 センターに研究を委託しようとする企業等は、「受託研究申請書」（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

(契約)

第5条 所長は、研究を受託することが適当であると認めるときは、委託する企業等（以下「委託者」という。）と受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結する。また、研究の受託を認めないと判断したときは、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- 2 所長は、研究を受託しようとするときは、研究の目的、内容、受託研究に要する費用（以下「受託料」という。）、研究の実施期間その他研究の受託に必要な事項を記した「受託研究契約書」（様式第2号）又は、それにより難い場合は準ずる内容を記載した書面（以下「契約書」という。）を委託者と交わすものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長は、受託料が30万円以下の契約については、委託者の同意を得て契約書を省略することができる。その場合、所長は、「研究受諾書」（様式第3号）を発行する。なお、当該研究受諾書の発行をもって、受託研究契約が成立したものとする。

(委託者の派遣員)

第6条 所長は、研究内容により委託者の職員を委託者の費用負担により研究補助員として受け入れることができる。

- 2 委託者は、職員を派遣するとき、所長に「誓約書」（様式第4号）を派遣の日までに提出し承認を受けるものとする。

(受託料)

第7条 受託料は、研究の内容に応じ、受託料算定基準（別紙1）に基づき、受託料算定書（別紙2）により算定するものとする。

(受託料の納入)

第8条 委託者は、受託研究の契約成立後、研究開始の前日までに、受託料を、香川県の所定の納入通知書により納入しなければならない。ただし、委託者が国、独立行政法人、地方公共団体等の場合で、所長が適当と認めるときには、受託研究終了後に納入することができるものとする。

- 2 県は、一旦納入を受けた受託料は返還しない。

(研究用資材等の提供)

第9条 委託者は、受託研究に必要な資材及び設備を所長に提供することができる。

2 委託者は、研究用資材及び設備を提供する場合、その費用を無償とし、搬入及び搬出に要する費用も負担する。

(協力)

第10条 委託者は、所長が当該受託研究を円滑に推進するために必要な資料及び既に知り得た技術知見の提出を求めたとき、誠意をもってこれに協力するものとする。

(受託研究の遂行)

第11条 所長は、必要に応じ委託者と協議しながら受託研究を遂行する。

(研究の中止)

第12条 所長は、天災その他やむを得ない理由により受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究を中止することができる。その場合、中止した受託研究の取扱いについては委託者と協議するものとする。

2 所長は、研究用資材及び設備の提供が申請書に記載されている場合に、委託者から必要な時期に、それらの提供が行われなときは研究の一部又は全部を中止することができる。

3 委託者は、研究の一部又は全部の中止を申請することができる。

(研究の遅延)

第13条 所長は、受託研究を契約に定める研究期間内に完了することができない場合には、委託者に遅延の理由、終了時期を示し、その取り扱いを協議する。

(研究の早期終了)

第14条 所長は、受託研究が契約期間内に終了した場合、その旨を委託者に速やかに報告し、その取扱いについて協議するものとする。

(進捗状況の報告)

第15条 所長は、受託研究の進捗状況について、委託者の請求により遅滞なく報告するものとする。

(研究結果の報告)

第16条 所長は、委託者に受託研究終了後速やかに「研究終了報告書」(様式第5号)を提出し、あわせて研究結果を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第17条 所長は、委託者の同意(様式第6号・「公表承諾書」)を得て、受託研究の結果を公表できるものとする。

2 所長は、受託研究の内容について公表するときは、委託者と協議するものとする。

3 委託者は、前項の協議において、業務に支障のない限り積極的に協力するものとする。

(受託料により取得した物品等の帰属)

第18条 委託者から納入された受託料により取得した物品等は、香川県に帰属する。

(特許権等の取り扱い)

第19条 受託研究の結果、発明が生じた場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、当該発明の技術的課題を実質的に解決した者が有するものとする。

2 センターの職員が当該受託研究の結果、独自に発明をしたときは、特許を受ける権利は当該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権(以下「特許権等」という。)は、職員の職務発明に関する規則(昭和60年香川県規則第27号)の定めるところにより県が承継することができる。

3 所長は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったこ

とについて事前に委託者の同意を得るものとする。

(共同出願)

第 20 条 県は、センターの職員及び委託者に属する職員が共同して発明をしたときは、センターの職員から特許権等を承継し、共同出願するものとする。

- 2 前項の共同出願にあたっては、県は、委託者と協議の上、共同出願契約を締結する。
- 3 県と委託者との共同発明に係る特許権等は、県及び委託者のそれぞれの持分に応じて共有とする。
- 4 緊急に特許出願を行う必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、センターの職員は、委託者と共同出願契約を締結し、共同で出願することができる。
- 5 前項に規定する場合において、県が当該特許権等をセンターの職員から譲渡を受けたときは、県は、センターの職員の委託者に対する契約上の地位を承継するものとする。

(優先実施権)

第 21 条 県は、第 19 条第 2 項の規定により出願した発明（以下「単独発明」という。発明については、特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。以下同じ。）を委託者に優先的に実施させることができる。

- 2 県は、前条第 1 項又は第 4 項の規定により共同で出願した発明（以下「共有発明」という。）を委託者又は委託者の指定する者に優先的に実施させることができる。
- 3 前二項の規定による優先的な実施の期間は、当該特許出願の日から 5 年を超えない範囲内とする。ただし、委託者が正当な理由なく本発明を実施しない場合及び第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

(実施料)

第 22 条 委託者は、単独発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を、県に支払わなければならない。

- 2 県及び委託者は、共有発明を実施しようとするときは、相互に、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。
- 3 共有発明について委託者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び委託者に帰属するものとする。

(共有に係る特許権等の出願料等)

第 23 条 共有に係る特許権等に関する出願料、特許料等に関する費用の負担については、県及び委託者で協議するものとする。

(準用)

第 24 条 第 19 条から第 23 条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 25 条 第 4 条、第 6 条第 2 項及び第 17 条第 1 項の規定による申請等については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

(補則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、受託研究に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

- 附 則
2 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
3 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
4 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
5 この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。
- 附 則
6 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
7 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則
8 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則
9 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。